

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月7日提出

石垣市長 中山義隆

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年6月27日

石垣市長 中山 義 隆

1 事故名

公用車の事故

2 相手方

[Redacted]

3 事故発生年月日

令和5年8月1日14時28分頃

4 事故発生場所

石垣市字登野城432番地2付近の交差点

5 事故の概要

令和5年8月1日14時28分頃、石垣市（以下「乙」という。）会計年度任用職員の運転する軽自動車は事故発生交差点において黄色の点滅信号徐行していたところ、相手方（以下「甲」という。）の軽自動車が赤色の点滅信号を一時停止せず交差点に直進。乙の車は、甲の車の存在に気づき、ハンドルを右に切ったが、衝突を回避できず民家前のカーブミラーに衝突し、そこに甲の車が乙の車の助手席側に衝突した。

6 損害賠償金額

損害額は、甲車両914,100円、乙車両642,810円。事故の責任割合は、甲80%、乙20%となる。事故に伴う物件損害金として、甲が乙に対して、各損害額の責任割合による自己負担額を相殺し、その差額331,428円を支払う。